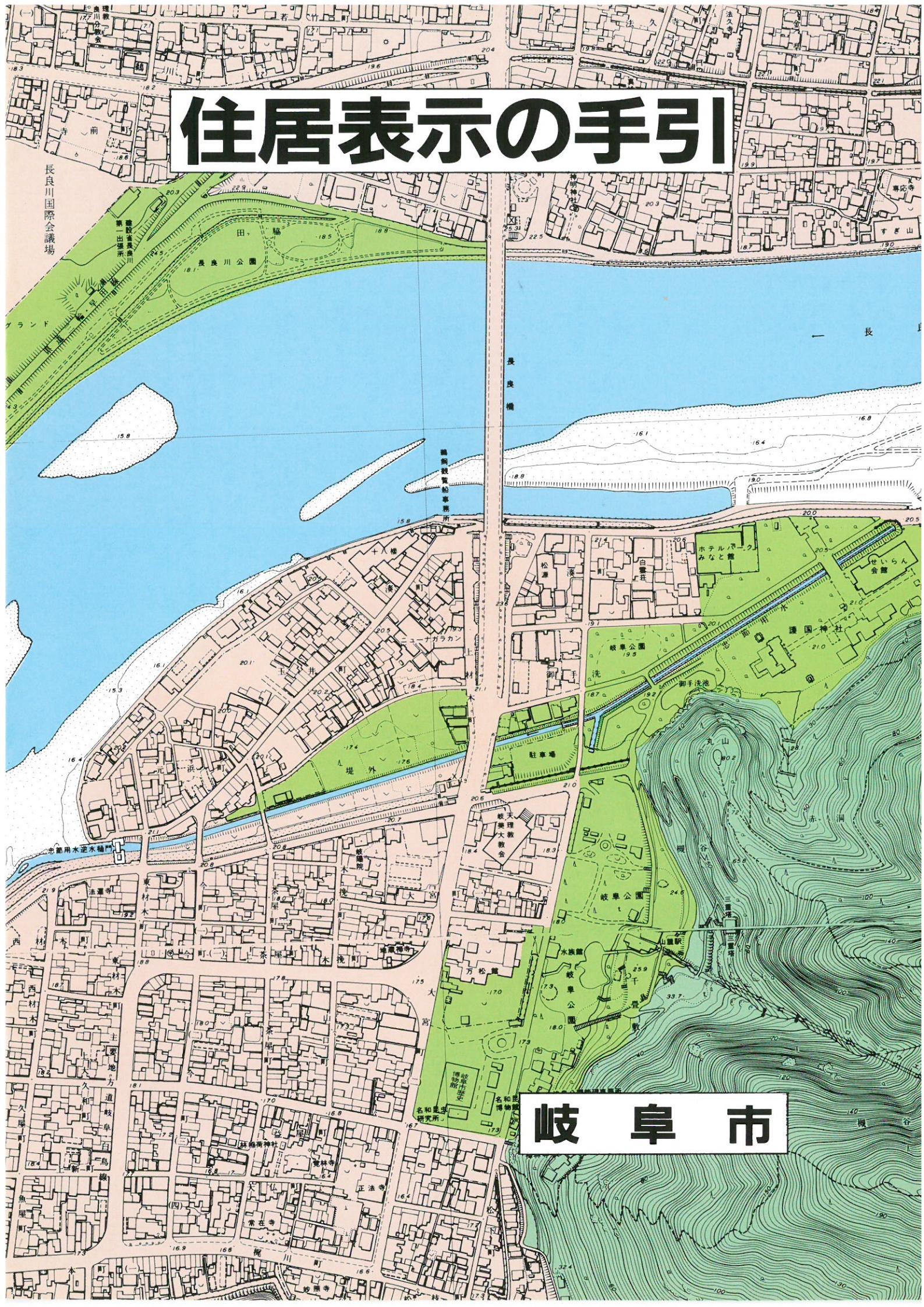


# 住居表示の手引



岐 阜 市

# はじめに

住居表示に関する法律にもとづく新しい住居表示制度は、私たちの住所の表わし方を合理的なわかりやすい方法に改めるという、大変意義のある制度であります。

しかしながら、住所の表し方を改めるということは、私たちの生活にとつてきわめて身近な問題であるだけに、どんなによい制度であっても、市民の皆さんとの理解と協力がなければ十分な効果をあげることができません。

そこで、この「住居表示の手引」には、住居表示制度の目的や事業の内容について概要をのせました。

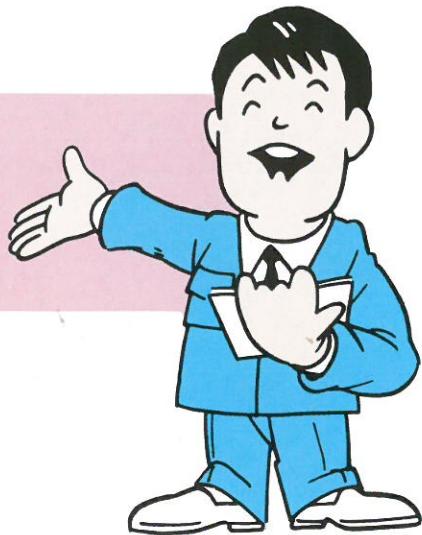
住みよい町づくりのため、本制度をご理解いただければ幸いです。

## もくじ

1.	新しい住居表示について	1
2.	新しい住居表示の必要性	2
3.	新しい住居表示のしかた	2
	・町の境界をわかりやすく	
	・適正な大きさ	
	・町名をわかりやすく	
	・街区符号とは	
	・住居番号とは	
	・住所の表しかた	
4.	土地の地番は	6
	・新地番のつけかた	
	・地番の表しかた	
5.	戸籍の本籍は	8
6.	住居表示が実施されると	9
	・みなさんのお宅にお届けするもの	
	・住所変更通知の無料「はがき」の利用について	
7.	実施後の手続きは	11
	・市役所が手続きを行うもの	
	・あなた自身で変更手続きをしていただくもの	
8.	住所変更の手続きのしかた	12
	・証明書を無料発行	
9.	住居表示実施地区で建物を新築(改築)	13
	したら届出が必要です	
10.	実施後の街には	15
11.	この事業の進めかた	16

# 新しい住居表示について

## わかりにくい町、複雑な住所



「何町の何番地はどの辺でしょうか。」とよく人に尋ねられることがあります。即座に「あの町角を曲って二つ目の路地のあたりです。」と答えられる方は、何人いるでしょう。

たいていの場合「さあ、ここが○○町ですから、多分あの町角の向こうあたりでしょう。」………行ってみると別の町であったり、とんでもない番地、あげくの果てに八百屋さん、タバコ屋さんなどで尋ねてやっと探し当てたら、なんのことではない二度もその前を通ったところだったということが案外あります。

岐阜の町は、町、丁目、大字合わせて約2000もあり、大きい町、小さい町が、あまり多すぎて町名がわからなかったり、丁目が途中で切れて飛んでいたり、大字の何千番地のように広すぎて番地ではわかりにくかったり……みなさんも、こんな経験をされたことが一度や二度はあると思います。

これは、明治4年に土地の所有者から税金を納めもらうため土地に番号をつけていた地番を慣習的に住居を表す方法として番地として使っていたことが原因です。

さらに町界についても目に見える道、水路は少なくほとんど土地の筆界を境とされており、どこまでが何町かわからない状態であります。このような町界、地番の混乱は救急車や消防車を呼んだ時等の一时刻をあらそう状況において、大事にいたる原因になったり、郵便、電報、荷物などの遅配や誤配、またときには届かないことが起こり、日常生活にいろいろと不便や障害が生じております。

# 新しい住居表示の必要性

こうした問題を解決するため、昭和37年5月に「住居表示に関する法律」がもうけられました。

この法律による新しい制度では、市街地で新しい住所の表し方を、今までの番地の代わりに「住まい」に番号をつけて住所を表す、…「街区符号」と「住居番号」に改めることにより日常生活に合った合理的でわかりやすい表示となり、全国的に多くの都市でこの制度による住居表示が実施されており、岐阜市では「昭和48年度」から順次実施しております。



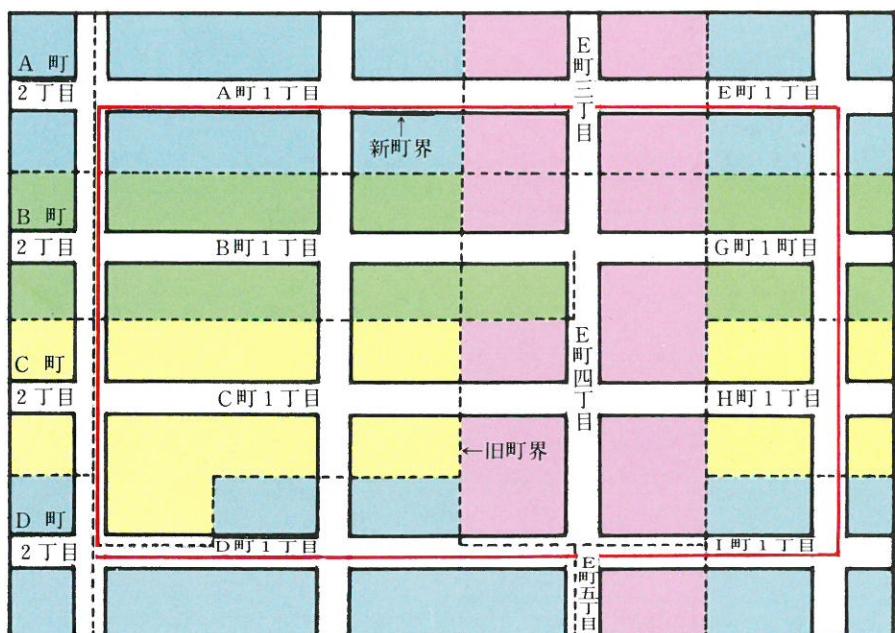
# 新しい住居表示のしかた

## 1 町の境界をわかりやすく適正な大きさに

町の境界を一見してわかるように、道路、河川、鉄道などで区切り、一つの町の大きさをその地域の状況、家屋の密度、将来性などを考えて $30,000\text{m}^2 \sim 120,000\text{m}^2$ （1万坪～4万坪）の大きさにします。

### 新しい町の区域図

〈町の区域を整理します〉



側線をもって定めます。

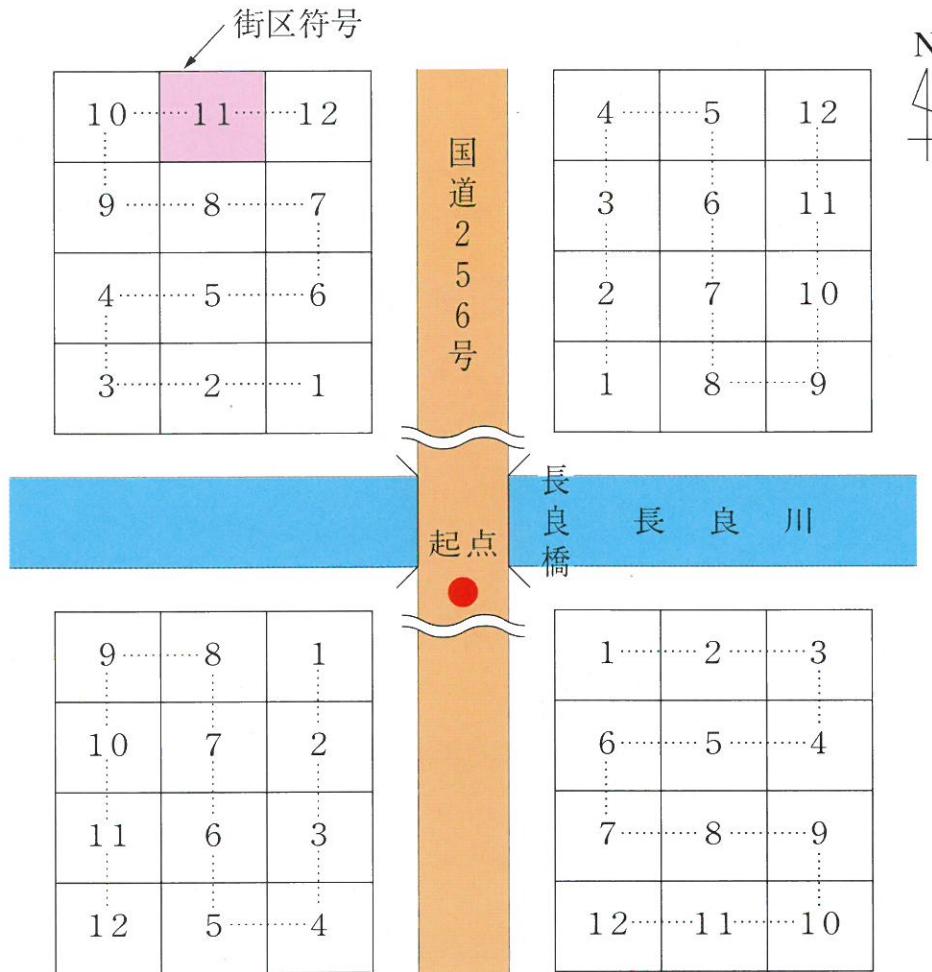
## 2 町名をわかりやすく

同じようなまぎらわしい町名、長すぎる町名、読みにくい町名などはできるだけ整理して、歴史上由緒あるもの、親しまれているもの、語調のよいものを選び、当用漢字を用いるなど、なるべく簡易な町名をつけます。また、同一町名や類似の町名をさけるため、町名として丁目をつけるときは、長良橋南詰を起点として起点に近い方から丁目をつけます。また、「**丁目**」をつけるときは、「**町**」をつけないで○○3丁目というように表します。

## 3 街区符号とは

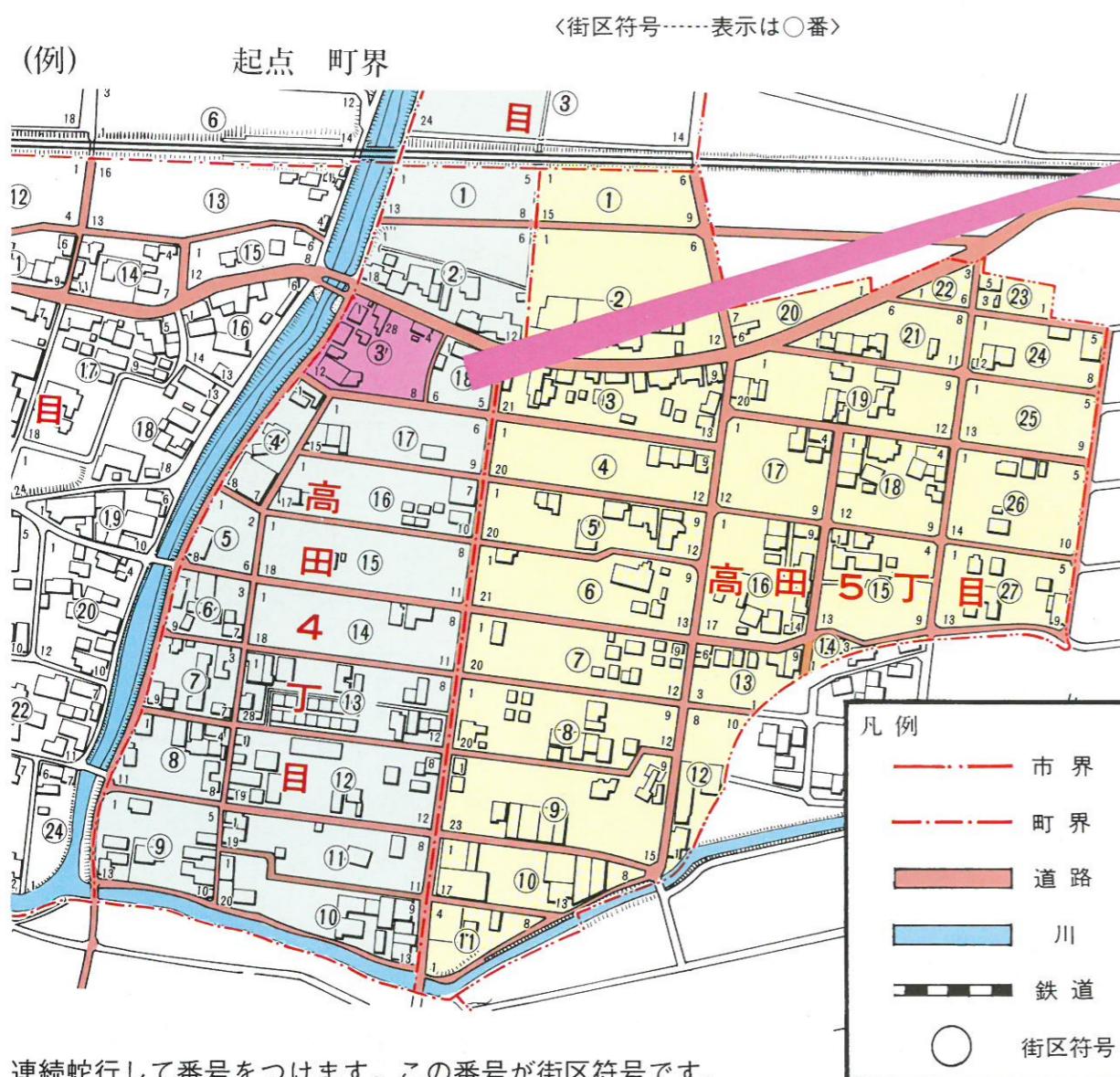
街区の境も町の境に準じて道路、鉄道又は軌道の線路、その他の恒久的な施設又は河川、水路等を境にして区切り、その区画を「**街区**」といい、下の図のように（長良橋南詰）に近い方から順序よく番号をつけます。街区ごとにつけた番号を「**街区符号**」といい「**番**」で表します。

### ●千鳥蛇行式街区割り



## ○ 街区符号のつけかた

〈街区割り、街区符号〉

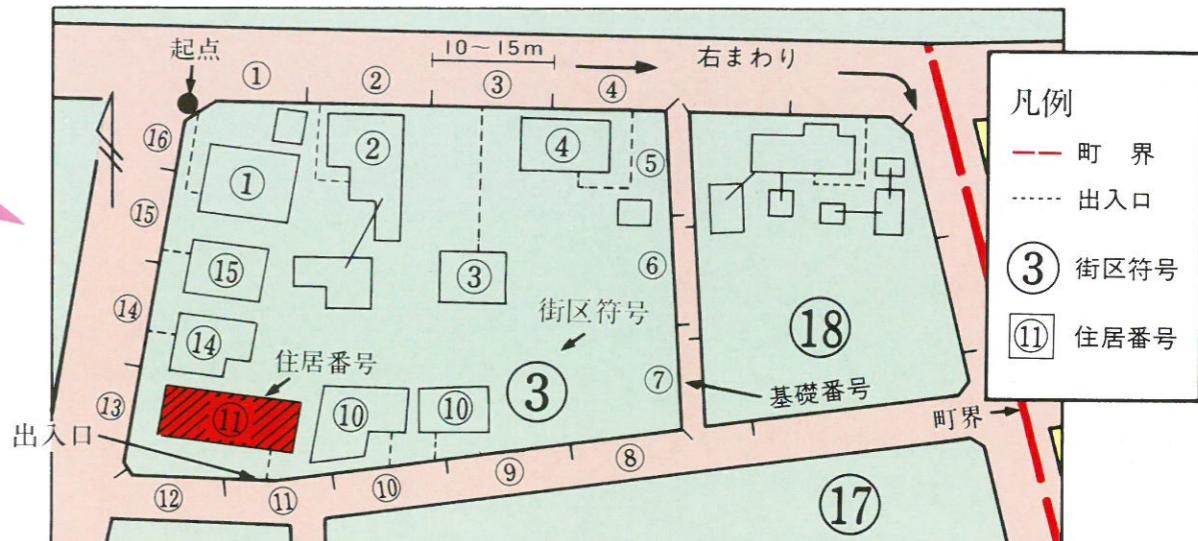


## 4 住居番号とは 〈住居番号……表示は○号〉

下の図のように、一つの街区の回りを起点に近い街区の角から右回りに、10m若しくは15mごとに区切って番号をつけたものを「基礎番号」といい、建物の主な出入口の接する基礎番号をその建物の「住居番号」として「号」で表します。

### ○ 住居番号のつけかた(街区方式による)

(住居表示の一例)



\*この例図は説明用に作成したもので現地とは符合いたしておりません。

### ○ 住所の表しかたは次のようにになります

(例)

実施前	岐阜市長森高田 525 番地 3
実施後	岐阜市 高田 4 丁目 3 番 11 号
略記する場合	岐阜市高田 4 丁目 3-11

(例) 〈3階建以上の共同住宅〉

実施前	岐阜市長森高田 638 番地 2
実施後	岐阜市 高田 3 丁目 21 番 5-305 号
略記する場合	岐阜市高田 3 丁目 21-5-305

# 土地の地番は…

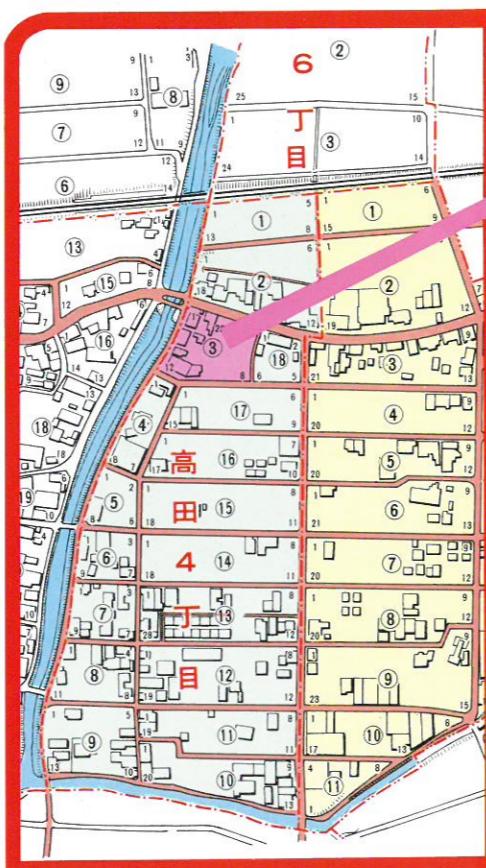
住居表示が実施されると、皆さんの住所は新しい方式によって表示されますから、今まで住所として使っていた地番は、本来の姿にもどり土地、建物の登記上の表示のみに使用され、売買その他の取引、家屋の建築等の所在又は場所を表示するときのみに用いることになります。

なお、土地の地番は、2ページの新しい町の区域図のようにいくつかの町や大字が合併されて新しく一つの町になりますと、同地番がいくつかできたり、大きな地番が混じることになりますから、法務局で登記簿の地番を変更してすっきりしたものに整理されます。

## 新番地はブロック番地で

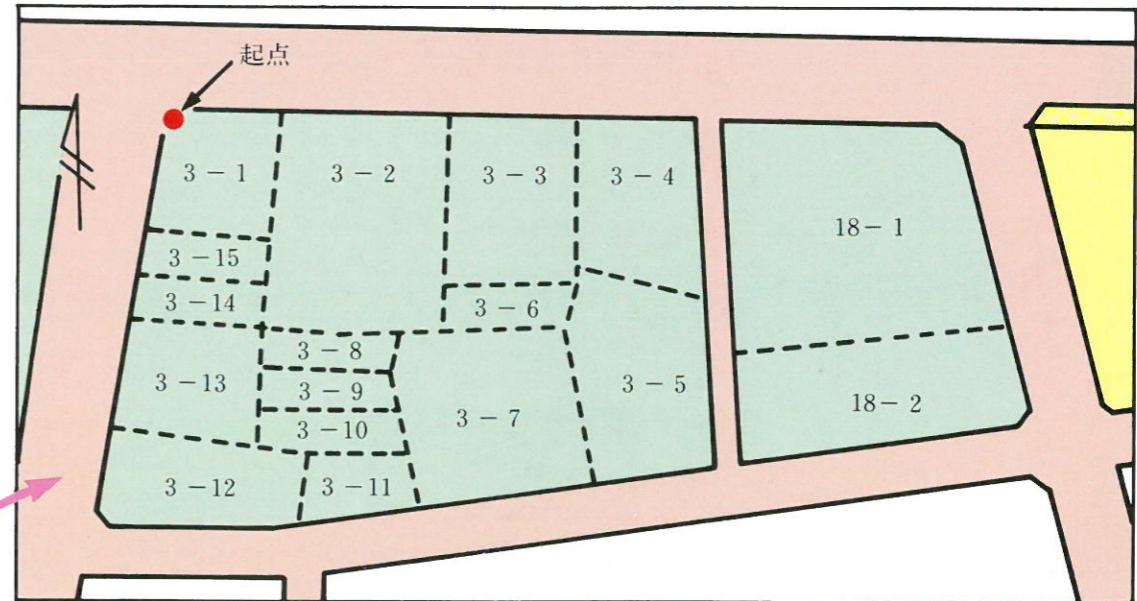
新しく付け替えられる土地の地番は、右の図のように住居表示の街区符号と同じ番号の「親地番」と、ブロック内の土地の1筆ごとに付ける「枝番号」になります。

ブロック番号のつけかた



## 新地番のつけかた

(例)



※この例図は説明用に作成したもので現地とは符合いたしておりません。

変更後の番地は、所有者(登記名義人)あてに法務局から連絡されます。  
なお、土地の番地と住居番号とは、つけ方が全く違いますので、二つの間には関連がなく、別々の表示となります。

※区画整理施行地区内にあっては、区画整理の換地処分がされてから本籍、不動産の表示が変更となります。

## 地番の表しかた

変更前 岐阜市大字長森高田字中屋敷 525番3  
                  {                  {  
                  町(大字)名大字    地番

町名地番  
変更後  
岐阜市高田4丁目 3番12  
                  {                  {  
                  新町名    新地番

# 戸籍の本籍は

本書は土地登記簿に記載された地番号で表記しますが、住居表示実施区域内については、街区符号で表記することも認められています。

この場合、本書の表示は下記のとおりとなります。

例えば

旧 本 稽 岐阜市長森高田 523番地 3  
町(大字)名 地 番

新 本 稽 岐阜市高田 4 丁目 3 番  
新 町 名 街 区 符 号



以上いろいろご説明しましたが、説明例を図にしますと次のようにになります

住 所	実 施 前	岐阜市長森高田 525番地 3
	住居表示	岐阜市高田 4 丁目 3 番 11 号
土地の 表 示	変 更 前	岐阜市大字長森高田字中屋敷 525番 3
	変 更 後	岐阜市高田 4 丁目 3 番 12
本 稽	変 更 前	岐阜市長森高田 525番地 3
	変 更 後	岐阜市高田 4 丁目 3 番

# 住居表示が実施されると

## ●新しい住居表示になると次のような利点があります

- 消防車、救急車、パトカー、医師などが早く目的地に着くことができる。
- 郵便物、小荷物、電報などの配達業務の誤配遅配が少なくなる。
- 訪問者が目的の建物や人をさがすことが容易になる。
- 公簿類の住所が統一されるので、諸種の行政事務の処理が早くでき、住民へのサービスが向上します。

## ●お宅の新しい住所は(通知書)でお知らせします

住居表示を実施する前に、各家庭へ通知書で新しい住所をお知らせします。

## ●自治会など

自治会はみなさんの意思によって作られたものですから、町界や町名が変わっても、その存続はみなさんの意思によります。商店会、神社の氏子も同様の考えです。

## ●住所変更による費用の負担について

住所変更に伴う費用（名刺、ゴム印、看板など）については、市では負担できません。一度だけの変更ですから是非ご協力くださるようお願いいたします。

## ●新しい住所で

新しい住居表示が実施された後は、この地域内の方々はもちろん地域外にお住まいの方々も全て新しい住居番号を使用して頂きますようお願いいたします。